

## 「タカタ株式会社関連相談窓口」の設置について

### 《趣旨》

本所は、平成29年6月26日、「タカタ株式会社関連相談窓口」を経営安定特別相談室内に設置しました。

特別相談窓口の設置は、中小企業庁から協力依頼を受けた日本商工会議所が、各地商工会議所へ行った設置要請に基づいて対処するものです。

### 《設置目的》

タカタ株式会社の民事再生法の申立により今後関連する中小企業・小規模事業者への影響が懸念される中で、経営上の相談対応を行う特別相談窓口を設置します。

### 《事業内容》

東大阪商工会議所経営指導員が各種融資相談に対応するとともに、本所専門相談員（中小企業診断士、公認会計士、税理士等）と連携し、資金繰り等の相談対応を行い、日本政策金融公庫、信用保証協会等への斡旋等を行います。

### 《窓口設置日》

平成29年6月26日（月）

### 《窓口設置場所》

東大阪商工会議所 中小企業相談所 06-6722-1151